

議案第50号

令和8年度清水町水道事業会計補正予算（第1号）の設定
について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定
について議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

清水町長 辻 康 裕

令和8年度 清水町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度清水町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	265,100 千円	△ 442 千円	264,658 千円
第1項 営業費用	250,890 千円	△ 442 千円	250,448 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	26,473 千円	△ 442 千円	26,031 千円

令和8年6月11日 提出

清水町長 辻 康 裕

令和8年度 清水町水道事業 補正予算実施計画 (第1号)
 収益的収入及び支出

収 入

補正なし

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			265,100	△ 442	264,658
	1. 営業費用		250,890	△ 442	250,448
		3. 総係費		44,017	△ 442

令和8年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第1号）
収益的收入及び支出

収益的收入 補正なし

収益的支出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業費用			265,100	△ 442	264,658			
	1. 営業費用		250,890	△ 442	250,448			
		3. 総係費	44,017	△ 442	43,575	1. 給料	△ 269	職員給料（3人） △ 269
						2. 手当	△ 48	職員手当 △ 48
						3. 法定福利費	△ 125	職員共済費 △ 125

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後		3		12,530	8,114	20,644	5,387	26,031	
補 正 前		3		12,799	8,162	20,961	5,512	26,473	
比 較		0		-269	-48	-317	-125	-442	

手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	5,542	441	520	605	525	400	81
	補 正 前	5,542	441	546	605	540	400	88
	比 較	0	0	-26	0	-15	0	-7

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-269	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	-269	育児休業による減	
手 当	-48	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	-48	育児休業による減	